

令和7年1月16日
教 育 政 策 課

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を行う委員として、次の委員を指名する。

原 公樹

令和7年1月10日

福井県教育長 藤丸 伸和